

東福寺塔頭靈源院 常久観音墓・浄心壇 使用規程

東福寺塔頭靈源院（以下当院）の常久観音墓・浄心壇とは、永代使用料・永代供養料・永代管理料（常久観音墓）・墓石費用（常久観音墓）を一括納付することで、永代に亘り当院が護持管理と供養をする墓所である。

- 1 条 この規程は、当院の常久観音墓・浄心壇（以下施設）の使用について定めたものです。
- 2 条 本施設は、埋葬及び供養・礼拝の為にのみ使用出来ます。
- 3 条 土葬はできません。埋葬の際には市区町村長発行の埋火葬許可証明書、改葬の際には改葬許可証を当院へ提出してください。
- 4 条 使用希望者は、指定の使用申込書に所要事項を記入し、当院へ提出してください。
- 5 条 お支払いの際は、当院指定口座に払い込み料を添えて、最寄りの郵便局または銀行よりお振込ください。
- 6 条 払込代金受領後に、永代使用承諾書を郵送いたします。
- 7 条 永代使用承諾後は、貴家墓所として永代に亘り使用する事が出来ると共に、本堂や施設を利用し回忌法要等の法事を行う事が出来ます。（院内での法要は当院住職が勤めます）
- 8 条 施設の永代使用权は祭祀を継承する相続人以外の第三者に譲渡することはできません。
- 9 条 施設の保全・管理は当院が行いますが、各家墓所付属品の紛失や破損等に伴う補修、ご戒名（又は俗名）等埋葬者記録の彫刻につきましては使用者の負担になります。
- 10 条 震災など天変地異が原因で、施設が倒壊した際には当院が現状復帰に務めますが破損部分の交換はいたしません。
- 11 条 墓所の永代使用に一定の期限はありません。ただし、将来に石材の風化等で施設が著しく損傷し施設の保全を継続できないと当院が判断した際には、墓地埋葬等に関する法律による手順に従い使用者に告知いたします。
その後は、抜魂法要の後に施設を撤去し永代管理を終了いたします。
施設に埋葬されているご遺骨（または土）は、合祀墓に移し合葬させていただきます。
また、施設を撤去した後の使用は出来ません。
- 12 条 当施設には何名様でも埋葬していただけますが、施設使用料には、あらかじめ2名様分の永代供養料が含まれています。2名様を超える埋葬を希望される場合には当院へ申し出てください。その際には別紙使用申込書に定めた永代供養料をお支払いください。
- 13 条 施設に埋葬された方につきましては、毎年9月に施設中央の観音菩薩像前で総回向法要を行い永代供養いたします。
- 14 条 施設の永代使用权を放棄する場合は、その旨を当院へ届け出ください。
但し、既納の施設使用料等の費用は一切返還いたしません。
- 15 条 著しく近隣の迷惑になるような行為があった場合には、使用の承諾を取り消します。
- 16 条 将来墓地埋葬等に関する法律改正等の理由で、この規程も改正することがあります。

以上